

# HORIBA グループ グリーン調達ガイドライン 第 8.1 版

2018年 3月 1日  
株式会社堀場製作所

## 目 次

第8版の主な改訂内容	3
HORIBAグループの環境活動への取組み	4
第一章 総則	
1. はじめに	5
2. 目的	5
3. 適用範囲	5
4. 用語の定義	6
第二章 グリーン調達基準	
5. 調達品への要求	8
6. お取引先様への要求	10
第3章 附則	
7. グリーン調達ガイドライン関連文書	10
8. サプライチェーンへの伝達	11
9. 改訂	11
付属書 各管理対象基準の説明	12

## 第 8.1 版の主な改訂内容

下記に改訂のポイントをお知らせ致しますと共に、取引先皆様のご協力をよろしくお  
願い致します。

1. 発行部署名が変わりましたので、最終ページの部署名を変更いたします。

以上

## HORIBAグループの環境活動への取組み

HORIBAグループは、「品質・環境・安全衛生・医用」の統合マネジメントシステム(IMS: Integrated Management System)をスパイラルアップし、「環境」「健康」「安全」「エネルギー」に貢献する製品を社会に提供することで「快適で幸福な社会」の実現に貢献しています。

<b>企業理念</b>
<p>豊かな未来に向かって限りなく成長する ～地球環境保全に貢献し、人と自然の共生を図る～</p>

<b>統合マネジメント方針</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私たちHORIBAグループは、世界中のどの地域においてもFirst Class Qualityの製品・サービスを通して、お客様のニーズにお応えします。</li> <li>2. 私たちの技術を応用し、科学技術の発展と環境、健康、省・創エネルギーに貢献するとともに法規制及び社会的規範を遵守することを通じてステークホルダーとの共栄を図り、社会の発展のために積極的に寄与します。</li> <li>3. こころとからだの健康を大切にし、明るく活気のある職場づくりを推進します。</li> <li>4. リスク管理を実践し、製品・サービスを通じて、人々に健康・安心・安全を提供するため、可能な限り事業を継続・安定的発展に努めます。</li> <li>5. グループ経営方針に則り、グループ会社全体の価値創造のため、達成計画を策定し継続的改善に取り組みます。</li> </ol>

## 第一章 総則

### 1. はじめに

HORIBA グループは、製品の全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルな製品づくりを推進しております。そのためには、製品を構成する部品や材料についても環境負荷が低減されていなければなりません。HORIBA グループは、環境への取組みに積極的な企業から優先的に調達いたします。

このグリーン調達ガイドラインは、今後の法規制や社会動向により、適宜改訂いたします。

### 2. 目的

このグリーン調達ガイドラインは、HORIBAグループが生産及び第三者に譲渡する製品、製品を構成する部品、デバイス、材料等に含有される化学物質（環境負荷物質）について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にし、部品、デバイス、材料等のお取引先様に周知徹底し、製品の環境品質を向上することを目的としています。

### 3. 適用範囲

このグリーン調達ガイドラインは、HORIBAグループにおける全ての部品、材料、製品の調達に適用します。

#### 3.1. 製品への適用範囲

- HORIBAグループで設計・製造し販売する製品
- HORIBAグループが第三者に設計・製造を委託し、HORIBAグループの商標を付して販売する製品、及び他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合等も含む。
- HORIBAグループが第三者から設計・製造の委託を受けた製品（ただし、当該第三者から指定された部品・材料は除く）
- 包装材は、製品の包装材及び輸送のための包装材料（パレット、シュリンクパックなど）を含めて適用する

#### 3.2. 部品・材料への適用範囲

上記「(3.1) 製品への適用範囲」に示す製品に使用する部品、材料、その他の物品を対象とする。

- 半製品（機能ユニット、モジュール、ボードA'ssy 等の組立部品など）
- 部品（電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、記録メディア、包装部品・材料）
- 締結部品（ねじなど）
- アクセサリ（リモコン、マウス、AC アダプタなど、機器を使用するための付属品）

- 副資材（粘着テープ、はんだ材料、接着剤など）の構成材料など
- 印刷物（取扱説明書、保証書、製品・部品に関する追加情報など）
- 補修用サービス部品
- 部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材（部品に直接接触しても対象部品に移行・混入の恐れのないリターナブルの包装など、納入者によって回収、再利用される場合は対象外）
- 電池（充電池・蓄電池を含む）

### 3.3. 適用対象外

分析用の標準試料に含有禁止物質を含む場合など、HORIBAグループが書面等により対象外に同意した場合、および調達する製品の図面や仕様書等に対象外であることが明記してある場合に限り、このガイドラインの適用から除外とします。

## 4 用語の定義

### 4.1. 含有禁止物質

次のいずれかの物質のうち、HORIBAグループの製品に使用される可能性のある物質を対象とします。本物質を使用している場合は、適用除外を除き、使用することを禁止します。

- 条約・法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質
- 条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質
- HORIBAグループとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質
- HORIBAグループの自主的な取組みで使用を制限する物質

### 4.2. 含有削減物質

次のいずれかの物質のうち、HORIBAグループの製品に使用される可能性がある物質を対象とします。本物質は代替に向けた課題を明確にすると共に、今後の法規制動向を踏まえ、将来の含有禁止物質指定を検討します。

条約・法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められることが具体的に検討されている物質

HORIBAグループの自主的な取組みで使用を削減する物質

### 4.3. 含有管理物質

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質をいう。含有管理物質は、使用を禁止・制限するものではなく、使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質を指します。

部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材は、法的対応に必要となる場合を除き「含有管理物質」の含有報告対象と致しません。

### 4.4. 製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指す。例えば次のような状

態を指します。

- 対象物質が意図的に使用された状態
- 不純物として含有する状態
- 製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態（例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部位は含有禁止物質の含有禁止対象として考えなければならない）

#### 4.5. 含有既知

原料メーカーから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた、あるいは何らかの方法で含有しているデータを確認したことを指す。

#### 4.6. 適用除外

現時点において代替技術ソリューションがない物質・用途部位である等の理由で、法規制で除外されているもの。

#### 4.7. 意図的使用

特定の特性、外観、又は品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品の製造時に意図して使用すること。

#### 4.8. 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質（natural impurity）、又は合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。

#### 4.9. 規制値

含有禁止物質が意図的使用ではなく不純物として含まれる場合に、HORIBAグループに納入される部品、材料、及びHORIBAグループの出荷製品において保証すべき濃度をいう。

#### 4.10. 不使用

含有禁止物質を、適用除外を除き、規制値未満の含有であることをいう。

#### 4.11. 含有濃度

含有濃度とは、均質材料の質量を分母とした濃度とする。なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とする。

- 化合物、ポリマーアロイ、金属合金
- 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの（例：塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態。樹脂ポリマーは成型後の状態。ガラス及びセラミックは成型後の状態。）

## 第二章 グリーン調達基準

調達品並びにそのお取引先様に対する要求内容を次の通り規定させていただきます。

なお、必要に応じ基本契約、覚え書き、購入仕様書等でグリーン調達に関する条項を個別に盛り込ませていただく場合があります。その場合は個別仕様を優先させていただきます。

調達品への要求	「含有禁止物質」を、適用除外を除き、規制値未満の含有であることを保証していただきます。
	「含有管理物質」の含有情報を、HORIBAグループの求めに応じてご提供いただきます。
お取引先様への要求	製品を開発、製造、販売している工場、及び、オフィス等において、環境管理体制の構築及び/又は製品含有化学物質管理体制の構築をお願いします。

## 5 調達品への要求

## 5.1. 含有禁止物質

国内外における代表的な法律を基に含有禁止物質を規定しております。

HORIBAグループに納入される部材は、含有濃度が含有禁止物質基準に規定する規制値未満であることを保証して頂きます。使用禁止の期限が設定されているものについては、規定された期限や制限条件に基づいて、HORIBAグループの変更管理手続きに従い代替してください。

お取引先様にて保証を担保していただく為に特に次の事項について考慮をお願いします。

1. 部材や材料の適合を証明する書類の取得(材料メーカーから対応の旨を示す資料)。
2. 表面処理や塗料を使う場合には、その取引先より適合を証明する書類の取得。
3. 製造工程の中で禁止物質が含有する危険性がある場合は重点的に確認を行う。(心配であれば、定量検査を行う。)

## 5.2. 規制値以上の含有禁止物質の含有が確認された場合の取り扱い

再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の規制値未満への低減をお取引先様に要請させていただきます。

## 5.3. 含有削減物質

国内及び海外における条約や法律において将来規制を受ける可能性が高い化学物質であるので、含有削減物質基準に規定します。将来的には含有禁止物質になる可能性が高いものです。

## 5.4. 含有管理物質

含有管理物質は、下記に示す法規制、業界標準等に収載された物質を対象とします。2017年12月31日まではアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)<sup>1</sup>が規定する「JAMP管理対象物質 Ver.(最新版)」の対象物質からこのグリーン調達ガイドラインで規定する含有禁止物質を除いた物質が該当します。2018年1月1日以降はchemSHERPA<sup>2</sup>の管理物質管理基準に該当する物質から、このグリーン調達ガイドラインで規定する含有禁止物質を除いた物質といたします。

対象	備考
化審法 [第一種特定化学物質]	本ガイドラインで規定の含有禁止物質を除く
安衛法 [製造禁止物質] (2017 年末まで)	
毒劇物法 [特定毒物] (2017 年末まで)	
EU RoHS 指令	
EU ELV 指令	
EU CLP 規則 [付属書 V Table3.2 CMR-Cat. 1,2] (2017 年末まで)	
EU REACH 規則 [制限対象物質 Annex XVII]	
EU REACH 規則 [認可対象候補物質 SVHC および 認可物質 Annex XIV]	
GADSL	
米国有害物質規制法 ( Toxic Substances Control Act : TSCA ) 使用禁止又は制限の対象物質 ( 第 6 条 ) (2018 年 1 月から)	
EU POPs 規則 ANNEX I (2018 年 1 月から)	
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances (2017 年 10 月から)	

<sup>1</sup>アーティクルマネジメント推進協議会 (Joint Article Management Promotion Consortium) の英語略称。成形品 (アーティクル) が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、我が国をはじめ各国の産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、2006年9月に、業界横断の活動推進主体として発足した任意団体。(事務局:産業環境管理協会)

URL: <http://www.jamp-info.com/> (2017/6 現在)

<sup>2</sup> 一般社団法人産業環境管理協会 (JEMAI) 内、アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が運営する、製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するためにサプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達を行うために作られた、サプライチェーン全体で利用可能な情報伝達の仕組み。

URL: <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/> (2017/6 現在)

## 6 お取引先様への要求

お取引先様には自主的に環境保全活動を進めて頂きますが、HORIBAグループでは、従来の品質(Q)、価格(C)、納期(D)等の評価に加え環境(E)をお取引先様の評価指標とさせていただき、資材調達における判断材料とさせていただきます。具体的には次の取組みをお願いします。

### (1) 環境マネジメントシステムの導入などを通じた継続的な環境改善の実施

国際規格 [ ISO14001、EMAS ( EU「環境管理・監査スキーム」 ) ]、その他の第三者認証 [ KES ( 京都・環境マネジメントシステム・スタンダード )、エコアクション 21 ( 環境省 )、エコステージ等の取得が望まれます。

### (2) 製品含有化学物質管理体制の導入

サプライチェーン全体を通して含有化学物質情報の授受が適切かつ確実なものとなるように、組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたJAMPが提供する「製品含有化学物質管理ガイドライン」及びその関連文書に基づく自主的な取組みが望まれます。

### (3) 含有管理物質データの報告

納入していただく部品・材料の含有管理物質のデータを提出を「含有化学物質報告の手引き」に沿ってご報告をお願いいたします。

## 第三章 附則

## 7 グリーン調達ガイドライン関連文書

本書を補足するものとして次の文書を公開します。

### 7.1. 含有禁止物質基準

このグリーン調達ガイドラインが規定する含有禁止物質及びその詳細について明記しております。

### 7.2. 含有削減物質基準

このグリーン調達ガイドラインが規定する含有削減物質及びその詳細について明記しております。

### 7.3. 適用除外一覧

含有禁止物質の使用が例外的に認められる適用除外について明記しております。

### 7.4. 含有化学物質報告の手引き

納入していただく部品・材料の含有物質のデータを提出していただくための方法を明記しております。

## 8 サプライチェーンへの伝達

本書及び本書を補足する関連文書の内容はサプライチェーン全体のご協力が必要です。貴社のお取引先様に確実に伝達し、必要に応じて教育を実施してください。

## 9 改訂

グリーン調達ガイドラインは予告無く変更される場合があります。改訂時もHORIBA グループホームページ<sup>3</sup>にて掲示致します。

以上

---

<sup>3</sup> <http://www.horiba.com/jp/about-horiba/material-procurement/green-procurement/>

## 付属書 各管理対象基準の説明

### 1. 化審法 [第1 種特定化学物質]

1973 年制定された化学物質審査規制法（化審法）に基づき政令で指定された物質です。難分解であり高蓄積性を有し、かつ長期毒性を有する化学物質であり、製造又は輸入の許可、使用の制限、政令指定製品の輸入制限などが規定されています。

< 参考URL >

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/about/about\\_index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/about_index.html)

### 2. 安衛法 [製造禁止物質]

1972 年制定された労働安全衛生法55 条に基づき労働者に重度の健康障害を生じるものとして政令で制定された物質です。試験研究を除き、これらの物質の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。

< 参考URL > <http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-1-5-0.htm>

### 3. 毒劇物法 [特定劇物]

1950 年制定された毒物及び劇物取締法に基づき、法律別表第三に掲げられたもの及び別表第三の10 により政令で定められたものをいいます。急性毒性、皮膚や目への影響等を考慮した判定基準により判定されます。特定毒物を製造、輸入、使用、所持、譲渡する場合の規定が設けられています。

< 参考URL > <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO303.html>

### 4. EU RoHS 指令

2011年に改正された欧州議会、理事会指令で、EU の電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限を規定しています。適用免除の用途も合わせて規定されています。

( Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment)

< 参考URL > [http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs\\_eee/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm)

[http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs\\_eee/legis\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm)

### 5. EU ELV 指令

2000 年に制定された欧州議会、理事会指令で、EU の使用済み車両（End-of-life vehicles）からの廃棄物の低減、適正処理を規定しています。

< 参考URL > [http://ec.europa.eu/environment/waste/elv\\_index.htm](http://ec.europa.eu/environment/waste/elv_index.htm)

## 6. EU CLP 規則 [付属書VI Table3.2 CMR-Cat.1,2]

(旧 67/548/EEC [付属書 CMR-Cat.1,2])

1967年に制定されたEUの、「危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令(67/548/EEC)の付属書」に、それぞれ発がん性(C)、変異原性(M)、生殖毒性(R)のCategory1又は2に分類された物質が収載されています。Category1は、それぞれの項目でヒトにその障害を起こすことが知られているもの、Category2は、ヒトにその障害を起こすものとみなされるものです。これらの物質は、REACH規則57条で認可対象物質の要件を有するものとされています。67/548/EECは2009年1月20日に発効されたCLP規則(Regulation on Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures)に包含されました。

<参考URL> [http://ec.europa.eu/environment/chemicals/labelling/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/chemicals/labelling/index_en.htm)

<http://echa.europa.eu/information-on-chemicals/cl-inventory-database>

## 7. EU REACH Annex XVII 制限対象物質 [除:除:CLP 付属書VI Table3.2 CMR-Cat.1,2]

1976年制定に制定されたEUの、「危険な物質、調剤の上市や使用の制限に関する理事会指令(76/769/EEC)」に基づき、同法の付属書に、上市や使用が可能な条件(製品用途や消費者使用可否など)が規定されてきました。これらの物質は2009年6月よりREACH規則の付属書(制限物質)へ引き継がれました。

JAMP管理対象物質では、67/548/EEC 付属書 CMR-Cat 1.2の部分は重複するので、重複部分はREACH Annex XVIIの範囲からは除外しています。

<参考URL> [http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach_en.htm)

<https://echa.europa.eu/addressing-chemicals-of-concern/restrictions/substances-restricted-under-reach>

## 8. EU REACH 認可対象候補物質 SVHC および および 認可物質Annex XIV

REACH規則59条の手続きにより定められる認可対象候補物質(SVHC)であり、REACH規則57条で規定される特性を有する物質から選定されます。

57条では、C(発がん性)、M(変異原性)、R(生殖毒性)のCategory 1or2、PBT(難分解性、生物蓄積性、毒性)やvPvB(極難分解性、極生物蓄積性)などの特性が挙げられています。SVHCのなかから認可対象物質が指定されます。認可対象物質に指定された場合は、認可されない限りEU域内での製造・使用が禁止されます。

SVHCの段階から、「製品中にSVHCを含有する場合はその情報等を関係者に伝達する義務」が発生します。SVHCとして物質が逐次公表されると予想されています。

最初のSVHCとして2008年10月28日にECHA(欧州化学品庁)から15種類の物質が公表されました。これに伴い、製品をEU域内で製造・使用する場合、およびEUに製品を輸出する場合は、化学品メーカーだけでなく成型品メーカー等についても直接あるいは間接的に、いくつ

かの義務が発生します。「成型品中にSVHC が0.1%以上含有されている場合に、その物質名や安全使用のための情報を、成型品の全受給者に伝達すること」も重要な義務のひとつとなっています。

SVHCの中から特定されて REACH規則のAnnex XIVに掲載されるものが認可物質と呼ばれます。

< 参考URL >

[http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach_en.htm)

<http://echa.europa.eu/web/guest/regulations/reach/>

[SVHC リスト]

<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

[認可対象物質]

<https://echa.europa.eu/addressing-chemicals-of-concern/authorisation/recommendation-for-inclusion-in-the-authorisation-list/authorisation-list>

[SVHC に関する義務の要約]

<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-obligations>

[認可物質]

<https://echa.europa.eu/addressing-chemicals-of-concern/authorisation/recommendation-for-inclusion-in-the-authorisation-list/authorisation-list>

## 9. GADSL

日米欧の自動車、自動車部品、化学メーカーなどが協同検討して、自動車の原材料、部品等に含有される物質の国際的な統一申告物質リストとしてGADSL (Global Automotive Declarable Substance List)を作成しています。P 物質(用途・閾値により法規制を受ける物質)とD 物質(閾値以上あれば含有を通知する物質)に区分されています。法的閾値等がない場合は0.1%を閾値としています。GADSL は通常毎年2 月頃改訂されますので、JAMP 管理対象物質に反映していきます。下記URL にGADSL file とそれを具体的に展開したReference File が公表されています。全世界の自動車部品のデータベースであるIMDS との関係が考慮されています。

< 参考URL > <http://www.gadsl.org>

## 10. 米国有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act: TSCA) 使用禁止又は制限の対象物質 (第6条)

1976年に制定され、人の健康と環境を損なうリスクを持つ物質・混合物・成形品の生産輸入使用廃棄を規制する法律である。2016年に改訂されたばかりである。

< 参考URL >

[2016年更新版法律]

<http://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title15/chapter53&edition=prelim>

[第6条 使用禁止と制限 説明]

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/regulation-chemicals-under-section-6a-toxic-substances>

11. EU POPs規則 ANNEX I

難分解性・高蓄積性・長距離移動性・人の健康・生態系への有害性を持つ残留性有機汚染化学物質を規制するEUの規則の付属書1です。

< 参考URL >

[概要]

[http://ec.europa.eu/environment/chemicals/international\\_conventions/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/chemicals/international_conventions/index_en.htm)

[法文]

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32004R0850>

12. IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

IEC62474は、International Electrotechnical Commission ( IEC ) が発行している国際規格の一つで、電機電子製品業界と製品のマテリアルデクラレーションについて、規定している。また報告対象の物質も指定されています。

[IEC62474] <http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage>

[報告対象物質リスト] <http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/MainFrameset>



株式会社 堀場製作所  
品質安全統括センター  
TEL : 075-325-5086  
URL : <http://www.horiba.co.jp>